

都市公園使用届出書

令和 年 月 日

豊田市長様

届出者住所

氏名
(団体・代表者名)

電話番号

豊田市都市公園条例及び都市公園の使用条件を遵守し、下記のとおり届出します。

記

公園名	豊田中央公園		
使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から		
	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
	<使用日特記欄>		
使用目的		予定人数	人
担当者名		電話番号	
備考		添付書類	位置図・計画書・その他書類

豊田市使用欄

決定者	検討者	検討者	起案者

受付印

--

都市公園の使用条件

(禁止行為)

- 1 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別許可したときは、この限りではない。
- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
 - (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (7) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れること。
 - (8) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。
 - (9) その他公園を管理上支障があると認められる行為又はその目的以外に使用すること。

(豊田市都市公園条例第4条関係)

(行為許可)

- 2 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の行為許可を受け、使用料を納付しなければならない。
- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 公園の全部又は一部を独占して展示会、博覧会その他これに類する催しを行うこと。

(豊田市都市公園条例第5条関係)

(遵守事項)

- 3 次に掲げる事項については、遵守しなければならない。
- (1) 届出書は、公園を安全かつ快適に使用することを目的としており、届出日の順序において使用権は決定せず、かつ、あらかじめ届出者に独占的使用権を付与するものではないこと。
 - (2) 届出した日時が他の届出者の日時と重複する場合は、届出者の間で調整すること。なお、このとき市は届出書を、後からの届出者に開示することとする。
 - (3) 事前に公園を使用しないことが明らかとなったときは、速やかに市に報告すること。また、届出した日時の重複を調整したときは、その届出者にも連絡すること。
 - (4) 使用中の事故、損害又はその他これに類することが発生したときは、直ちに市に報告すること。また、これに関することについては届出者で一切処理をし、市はその責めを負わないこと。
 - (5) 使用後は届出者の負担において、公園を原形に復旧をすること。
 - (6) 公用又は公共用その他これに類する団体が使用する場合は、優先的に使用させること。
 - (7) 届出者又は使用者が暴力団員又は関係者であるときは、市長は使用を取消すことがあること。
 - (8) 都市公園法及びその他の関係法令を遵守し、かつ、必要に応じて所定の手続きを行うこと。
 - (9) その他市長が指示することは、誠実かつ適正に履行すること。

(豊田市都市公園行為許可申請運用基準)

届出書は、使用日の属する月の前月1日から届出ることができます。ただし、公的団体が公益性等を有する事業を行うときは、この限りではありません。
